

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0184	ICカード身分証管理システム用身分証(事務官等用)外1件	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年12月28日

2. 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
3. 入札日時 令和8年4月14日(火) (10:45)
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」(以下、入札案内)のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 契約締結日までに令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (5) 入札に関する条件 仕様書5.2 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.3 d)1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 3月 25日 (水) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 4月 10日 (金)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
件 名	I Cカード身分証管理システム用身分証 (事務官等用) 外 1 件	作成年月日	令和 8 年 3 月 2 日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省で使用する I Cカード身分証管理システム（以下「本システム」という。）用 I Cカード身分証等の調達について規定する。

1.2 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。なお、引用文書に定める事項が本仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

a) 引用文書

1) 仕様書

国家公務員の I Cカード身分証に関する共通仕様 [第 2.10 版]（2012 年 2 月 3 日作成， 国家公務員の I Cカード身分証に関する府省連絡会議）（以下， **国家公務員 I Cカード共通仕様**という。）

国家公務員の I Cカード身分証に関する運用ガイドライン [第 2.10 版]（2012 年 2 月 3 日作成， 国家公務員の I Cカード身分証に関する府省連絡会議）（以下， **国家公務員 I Cカード運用ガイドライン**という。）

2) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第 3 号。3 1. 1. 9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 1 8 8 号。3 1. 1. 9）

I T利用装備品等及び I T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 7 2 2 5 号。3 1. 3. 2 9）

I T利用装備品等及び I T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 7 2 2 7

号。31.3.29)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防
装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

b) 関連文書

仕様書

国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様 [第2.10版]（2012年2月3日
作成，国家公務員のICカード身分証に関する府省連絡会議）

ICカード身分証管理システム借上(06新規)（5-06-2004-341A-
A-0031）

次期ICカード身分証管理システム設定変更等役務（情-KI-005）

2. 製品に関する要求

2.1 品名

富士通製SV2422426

2.2 券面デザイン

ICカード身分証及びICカード特別通行証の券面デザインは、**別紙**のとおりとし、表
面の細部については**国家公務員ICカード共通仕様2.3**に示す府省共通図柄（IC端子
あり）のものとする。

2.3 カードの納品及び数量

カードの納品は**国家公務員ICカード運用ガイドライン3.2**に示す1次発行の状態と
する。ICカード身分証の数量は、**表1**のとおり。

表1

番号	カードの種類	数量
1	身分証(事務官等用)	600枚
2	通行証・一時通行証	5,000枚

2.4 納品場所

防衛省 整備計画局 サイバー整備課 デジタル化推進班（68号館2階）
（東京都新宿区市谷本村町5-1）

2.5 納入期限

納期は、表2のとおり。

表2

番号	品名	数量	納期
1	身分証(事務官等用)	600枚	令和8年12月28日
2	通行証・一時通行証	2,000枚	令和8年8月31日
		3,000枚	令和8年12月28日

3. 品質保証

検査は、サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

4. 出荷条件

包装は、商慣習による。また、納品の際は、数量を見やすい位置に表示すること。

5. その他の指示

5.1 貸付品

契約相手方は、表3に示す貸付品の他、本契約の履行に必要な官の保有する文書等について、要求元と調整の上、無償で借り受け又は、閲覧することができる。

表3 貸付品

番号	品名	数量	備考
1	国家公務員ICカード共通仕様	1部	
2	国家公務員ICカード運用ガイドライン	1部	
3	身分証明書用府省共通図柄	1枚	CD-ROM
4	特別通行証用府省共通図柄	1枚	CD-ROM

5.2 実施体制

契約相手方は、本ICカード調達の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実にすることができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

- b) 前記 a) の業務従事者が I C カード身分証及び I C カード印刷業務等 I C カードに係る業務に従事した経験を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

5.3 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、速やかに官側に報告すること。保護すべき情報の取扱いについては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき適切に管理するものとする。細部については表 4 のとおりとする。

表 4 保護情報

番号	保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
1	国家公務員 I C カード共通仕様	I C カード仕様等
2	国家公務員 I C カード運用ガイドライン	I C カード運用方法等
3	身分証明書用府省共通図柄	印刷仕様等
4	特別通行証用府省共通図柄	印刷仕様等

- b) 契約相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について（通知）**、**I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**及び**I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。
- c) 契約相手方が第三者を従事させる場合等の届出については、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づき、所要の届出を実施するものとする。

d) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**1.2 項 2) 法令等 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約相手方は、本契約の履行にあたり知り得た防衛省 I C カード身分証明書管理システムに関する知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- b) 本調達の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先を含む。）は、I C カード身分証について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- c) 本仕様書に疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

1 身分証(事務官等用)

一次発行 (プレ印刷 (ベースデザイン) あり)

表面

裏面

<p style="text-align: right;">身分証明書</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>細部は別示</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に携帯しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書は、防衛省の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再交付を受けなければならない。 5 この証明書の紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 6 この証明書を、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないこと。 <p style="text-align: center;">【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p> </td> </tr> </table>			<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に携帯しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書は、防衛省の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再交付を受けなければならない。 5 この証明書の紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 6 この証明書を、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないこと。 <p style="text-align: center;">【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に携帯しなければならない。 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書は、防衛省の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再交付を受けなければならない。 5 この証明書の紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 6 この証明書を、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないこと。 <p style="text-align: center;">【この証明書を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>					

2 特別通行証

一次発行 (プレ印刷 (ベースデザイン) あり)

表面

裏面

<p style="text-align: right;">特別通行証</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>細部は別示</p> </div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他人への貸与・譲渡は行わないこと。 2 資格を失効した場合、発行機関まで速やかに返却すること。 3 紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 4 折り曲げると使用できなくなる場合があります。 <p style="text-align: center;">【この通行証を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p> </td> </tr> </table>			<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他人への貸与・譲渡は行わないこと。 2 資格を失効した場合、発行機関まで速やかに返却すること。 3 紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 4 折り曲げると使用できなくなる場合があります。 <p style="text-align: center;">【この通行証を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>	
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他人への貸与・譲渡は行わないこと。 2 資格を失効した場合、発行機関まで速やかに返却すること。 3 紛失時は、記載の連絡先まで速やかに届け出ること。 4 折り曲げると使用できなくなる場合があります。 <p style="text-align: center;">【この通行証を拾得された方は、表面の発行機関までご連絡ください。】</p>					

3 通行証・一時通行証

一次発行 (プレ印刷 (ベースデザイン) なし)

調達品目表

調達要求番号			作成部署	整備計画局サイバー整備課
No.	品名	カタログ製品名	数量	単位
1	身分証(事務官等用)	・富士通 SV2422426	600	枚
2	通行証・一時通行証	・富士通 SV2422426	5,000	枚

※納入場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 68号館2階
防衛省整備計画局サイバー整備課

※納期

仕様書のとおり

※ 納品物には、品名、カタログ製品名及び納入年月を記載すること。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和8年1月8日
品名	I Cカード身分証管理システム用身分証（事務官等用）外1件	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	国家公務員 I Cカード共通仕様	I Cカード仕様等	—	
2	国家公務員 I Cカード運用ガイドライン	I Cカード運用方法等	—	
3	身分証明書用府省共通図柄	印刷仕様等	—	
4	特別通行証用府省共通図柄	印刷仕様等		

3 特記事項

なし